

令和元年度自己点検・評価結果

(1) 平成 28 年度認証評価結果を平成 31 (令和元) 年度計画等に反映させ、改善策を実施した。また、令和 2 年度も引続き取組を行う。

改善を要する点	平成 31 (令和元) 年度計画	令和元年度実績	令和 2 年度計画												
<p>○ 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。(4-2-①)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想検討委員会において、大学院のあり方構想を議論し、社会人専門講座への協力と合わせて、様々な年齢層の学びのプログラムの開発と実施のために必要な運営体制を検討する。 ・ 社会人の受入れについて、入試制度を検討する。【No.8】 ・ 大学院の学内推薦入試において、GPA を活用する。【No.22】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年から 3 年に行われる共同プロジェクト演習と、新たな統合後のカリキュラムを提案する「研究科移行提案チーム」が設置されることになる。このチームの提案をうけながら、長期的な教育プログラム策定することになる。【No.8】 ・ 文化政策研究科では、新たに学内推薦制度を設け、GPA を活用するよう整備した。【No.22】 <p>◎入試結果 (定員:各研究科 10 名)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020</th> <th>2019</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文政政策</td> <td>6 (11)</td> <td>5 (7)</td> <td>5 (9)</td> </tr> <tr> <td>デザイン</td> <td>14(38)</td> <td>13(19)</td> <td>15(33)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※括弧内は受験者数</p>		2020	2019	2018	文政政策	6 (11)	5 (7)	5 (9)	デザイン	14(38)	13(19)	15(33)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両研究科にまたがる新しい「共同プロジェクト演習」の実施により、多様な人材に向けた実践的な学びのプログラムを実現する。【No.8】 ・ 文化政策研究科では、学内推薦制度を設け、推薦基準として学部在籍時の GPA の活用を継続する。【No.22】
	2020	2019	2018												
文政政策	6 (11)	5 (7)	5 (9)												
デザイン	14(38)	13(19)	15(33)												
<p>○明確な成績評価基準が組織として策定されていない。(5-3-②、5-5-②) 〔文化政策研究科〕</p>	<p>〔文化政策研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想検討委員会の専門部会の新たな方針を踏まえて、成績評価のあり方の見直しを行い、評価基準を定める。【No.28-1】 	<p>〔文化政策研究科〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学院のあり方検討専門部会の方針を受けて、学部との連続性が高く、フィールドワークや社会の現場で学べる新しいカリキュラムを決定するとともに、新しい成績評価のあり方を検討した。【No.28-1】 	<p>〔文化政策研究科〕</p> <p>令和 3 年から開始する新しいカリキュラムの成績評価の在り方、特にフィールドワークを中心とした科目について評価基準を明確に定める。【No.28-1】</p>												

改善を要する点	平成 31 (令和元) 年度計画	令和元年度実績	令和 2 年度計画
○明確な成績評価基準が組織として策定されていない。(5-3-②、5-5-②) 〔デザイン研究科〕	〔デザイン研究科〕 ・各特論、各演習における到達目標と評価基準を定める。【No.28-2】	〔デザイン研究科〕 ・一律に目標と基準を定めることが困難であるため、各特論、各演習毎に到達目標と評価基準をシラバスに明記した。【No.28-2】	〔デザイン研究科〕 ・他の美術系公立大学大学院の修士論文・修了制作の評価方法との比較分析を行い、必要に応じて改善を図る。【No.28-2】
○入構者の把握が困難、設備等の一部に老朽化等が見られるなど防犯面で課題がある。(7-1-①)	・学外から不審者が侵入しにくい体制となるよう、日常管理を委託する各業者との連携を密にし、適切に対応する。【No.131】 ・施設の大規模修繕に前中期目標期間繰越積立金を活用し、計画的な施設保全に努める。【No.116】	・学外から不審者が侵入しにくい体制を維持・強化するため、日常管理を委託する各業者と開校時は朝引継ぎを行い、毎月業務連絡会議を行った。【No.131】 ・外壁修繕（第2期工事）及び空調機器更新工事に施設整備補助金や前中期目標期間繰越積立金を活用し、施設保全に努めた。【No.116】	・学外から不審者が侵入しにくい体制となるよう、日常管理を委託する各業者との連携を密にし、適切に対応する。【No.131】 ・外壁修繕（第3期工事）に施設整備補助金や目的積立金を活用し、計画的な施設保全に努める。【No.116】
○学習時間の実態の把握についての組織的な取組が不十分である。(5-2-②、5-5-②)		・令和元年度に実施した全学部生、大学院生対象の「学生生活調査」（3年毎に実施）において、授業時間外での学習時間（週平均）の設問項目を加え、学習時間の実態の把握を行った。 ・前期及び後期に「授業に関するアンケート」を実施し、授業毎の授業時間外での学習時間の把握を行った。	「学生生活調査」及び「授業に関するアンケート」において、把握した授業時間外での学習時間を分析し、授業改善に役立てる。
○学内の無線LANの整備状況が不十分である。(7-1-②)	・使用頻度の高い講義室の無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を進める。	・無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を、大講義室及び中講義室に行い、学	・学生が授業外で使用するスペース(ホール・食堂等)を中心に無線

	<p>【No.35】</p>	<p>生への問合せ対応のため、事務局カウンタにも行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報機器更新において、プロキシサーバを撤廃することで、より無線 LAN (Wi-Fi) に接続しやすい環境を構築した。【No.35】 <p>※無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備：大講義室 1 室、中講義室 5 室、事務局カウンタに無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整備。</p>	<p>LAN (Wi-Fi) 環境の整備を進める。</p> <p>【No.35】</p>
--	----------------	---	--

(2) 平成 28 年度業務実績評価に対する静岡県公立大学法人評価委員会の指摘事項に対し、下記のとおり対応した。

課題とする項目	平成 31 (令和元) 年度計画	令和元年度実績等	令和 2 年度計画								
<p>○ハラスメント事案の発生は、人権意識啓発等への取組を揺るがせかねないものであり、学内の動揺や県民の不信感を招くだけでなく、教育の根幹をなす信頼を損ねるとともに、社会的な信用を失墜する問題である。平成 23 年度にもハラスメント事案が生じており、再発防止策を行ってきたものの、再発したことは大変遺憾である。学内の意識啓発及び研修の受講を徹底するとともに、相談体制の充実を図るなど、全学を挙げて取り組むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等への研修会等を通じたハラスメント防止啓発策を講じるとともに、学生を対象としたハラスメント防止研修や掲示物等により相談しやすい環境づくりを進める。 ・ ハラスメント相談窓口担当者の研修会を実施し、担当者のスキルアップを図る。【No.137】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月の新生を対象としたガイダンスにおいて、ハラスメント防止について、意識啓発を行った。 ・ 6 月に、ハラスメント相談員と相談支援員を対象として、相談を受けるに当たっての留意点等に係る研修会を開催した。(参加者 26 人 (対象者 33 人)) ・ 10 月に全教職員対象に研修会を開催し、ハラスメント事例の最新の動向や対応・防止策等について学んだ。(参加者 162 人 (対象者 173 人)) ・ 学外の相談窓口を設け、相談窓口を周知する名刺大のカードを作成し、気軽に手に取れるよう、学生ホールやトイレなど学内 50 箇所に配架した。 ・ 学生生活実態調査 (3 か年に 1 度) にハラスメントに関する調査項目を追加し調査した。【No.137】 <p>◎相談件数</p> <table border="1" data-bbox="1122 1273 1541 1374"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2019</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2020	2019	2018	件数	4	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等への研修会等を通じたハラスメント防止啓発策を講じるとともに、学生を対象としたハラスメント防止研修や掲示物等により相談しやすい環境づくりを進める。 ・ ハラスメント相談窓口担当者の研修会を実施し、担当者のスキルアップを図る。【No.137】
年度	2020	2019	2018								
件数	4	2	1								

(3) 平成 30 年度自己点検・評価結果で「改善を要する事項」として挙げた課題について、以下の通り改善した。

改善を要する点	平成 31 (令和元) 年度計画	令和元年度実績	令和 2 年度計画
<p>○きめ細かな教育を徹底させるための専門性の高い教育支援者や教育補助者の更なる充実が望まれる (特に、国際化 (外国語能力・留学生対応)、教育 IT、障害者支援)。また、必要に応じて、学外ネットワークとの連携を利用することも必要である。(基準 2-5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想検討委員会グローバル化構想検討専門部会において、英語・中国語教育センターを発展させた「多文化・多言語教育センター (仮称)」の機能、組織、運営方法を明確化する。 ・留学生向け SA 制度を発展させ、在学生在が留学生の相談に応じることができるピア・サポート・コーナーを英語・中国語教育センター内に設置する。【No.15-2】 ・障害のある学生を支援する学生ボランティアの確保に向け、障害学生支援を行っている他大学の学生ボランティアの現状を調査する。【No.47】 ・修学サポート室や障害学生修学支援委員会を通じ、障害と支援についての知識を学内で共有するとともに、具体的な支援事例を基にした研修等により、教職員の理解を深める。【No.48】 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想検討委員会グローバル化構想検討専門部会において、「多文化・多言語教育センター (仮称)」の機能、組織、運営方法の具体案を検討した。 ・在学生在が在住外交人及び留学生の相談に応じることができるピア・サポート・コーナーを英語・中国語教育センター内に設置した。【No.15-2】 ・学生ボランティアにより障害学生支援を行っている他大学 (県内 1 大学、県外 4 大学) の情報を収集し、近隣の大学の現地調査を行った。【No.47】 ・静岡県障害学生支援関係者会や同講演会について学内周知し、教職員や修学サポート室支援相談員、延べ 4 人が参加した。【No.48】 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来構想検討委員会グローバル化構想検討専門部会において、「多文化・多言語教育センター (仮称)」の機能、組織、運営方法の具体的提案を行う。 ・特に留学生向け SA 制度及びピア・サポート・コーナーの充実に向け、その機能、運営方法の改善策を検討する。【No.15-2】 ・他大学におけるピア・サポーター制度に関する情報を収集し、現地調査を行う。【No.47】 ・国や県が実施する障害学生支援の研修について学内に周知し、教職員の理解を深める。【No.48】

改善を要する点	平成 31 (令和元) 年度計画	令和元年度実績	令和 2 年度計画
○ 比較的重い障害を持つ学生の入学受け入れに対する総合的な体制整備が遅れている。(基準 4-2)	・障害のある学生を支援する長期履修制度を学外に周知し、障害のある学生の修学を支援する。【No.7】	・障害のある学生について個別の修学支援に加え、長期履修制度の適用により修学支援を継続した。 ・日本学生支援機構が主催する障害学生支援セミナー等に参加し、発達障害学生の課題や対応について情報収集した。【No.7】	・障害のある学生を支援する長期履修制度を学外に周知する。 ・発達障害や LGBT など多様な学生の修学を支援するため、研修会等に参加し、最新の情報の収集に努める。【No.7】
○ LMS (SUAC-manaba) の安定的な運用をはじめ、教育機器の IT 化推進の環境整備が必要である。(基準 6-4)	・教務委員会の下にワーキンググループを設置し、e ラーニングを含む、教育支援 IT システムの効果的な更新、活用等について計画を作成する。【No.37】	・全学教務委員会のもとに情報機器更新ワーキンググループを設置し、機器及び教育支援 IT システムの更新について検討した。【No.37】	・機器及び教育支援 IT システムの更新について検討した結果をもとに、情報機器及びソフトウェアの更新作業を行う。【No.37】
<p><両学部></p> <p>○ 卒業生に対するアンケートを、定期的に実施する取り組みを今後行っていく必要がある。(基準 6-8)</p> <p><大学院></p> <p>○ 修了生のネットワークづくりへの着手が始まっているものの、修了生からの情報収集や学習成果の確認体制が充分できていない。今後は、修了生 ネットワーク構築と合わせ、修了後の動向を詳しく見ていく必要がある。(基準 6-8)</p>	<p>・卒業生へのアンケート等の実施時期、方法を検討する。【No.41】</p> <p>〔文化政策研究科〕</p> <p>・実践的な授業を行うため、修了生の活動状況を把握した上で、修了生の中から幹事役を選んで修了生ネットワークの充実を図る。【No.23-1】</p> <p>〔デザイン研究科〕</p> <p>・外国人修了生の継続的な活動状況の追跡方法と意見聴取の仕組みを検討する。【No.23-2】</p>	<p>・卒業生から意見を収集するための方策として、生涯メールアドレスの付与について検討した。【No.41】</p> <p>〔文化政策研究科〕</p> <p>・修了生の名簿の整理と情報収集を行うと同時に、同窓会の要望に応え、修了予定者の中から幹事を推薦して、修了後のネットワーク構築に努めた。【No.23-1】</p> <p>〔デザイン研究科〕</p> <p>・追跡方法の第一段階として、すべての外国人修了生の就労、連絡先調査を実施した。【No.23-2】</p>	<p>・次回の卒業生アンケートをメールで行うため、卒業生への生涯メールアドレスの導入に向けた制度設計を行う。【No.41】</p> <p>〔文化政策研究科〕</p> <p>・修了生から得られた情報を教育内容や指導方法に反映させる。</p> <p>〔デザイン研究科〕</p> <p>・外国人修了生の意見聴取を行い、教育内容に反映させる。【No.23】</p>